



度生第 126 号
平成24年6月8日

三重県知事 鈴木英敬様

度会町長 中村順



「度会ウインドファーム」事業に係る環境影響評価準備書についての
町長意見について（送付）

このことについて、平成24年6月8日付けで別添写しのとおり意見を述べました
ので、三重県環境影響評価条例第19条第2項の規定に基づき送付します。

事務担当

政策調整室 0596-62-2423

生活環境課 0596-62-2415

「度会ウィンドファーム」事業に係る環境影響評価準備書 に対する意見

(総括)

風力発電は、再生可能エネルギーとしてその重要性がますます高まっています。

しかしながら一方で、施設周辺住民の生活環境に対して、何らかの影響を及ぼす可能性を完全に排除することはできません。

事業の実現に向け事業者は、風力発電施設が一種の迷惑施設となりうることを認識したうえで、地域住民や関係者等の理解を得られるよう、丁寧に対応していく必要があると考えます。

このため、地域住民等を説得する評価書ではなく、地域住民等に納得してもらえる評価書の作成を求めます。

(個別的事項)

1 低周波音

低周波音に係る健康被害について、地域住民が危惧しているため、最新の科学的知見に基づく評価を実施するなど地域住民が十分納得できるまで評価することに努められたい。

2 水質

(1) 沈砂マスの設置等にあたっては、流域面積等を勘案し、濁水が直接工事区域外へ流出しない構造とすること。

(2) 度会町西部簡易水道における小山谷川取水地(表流水)及び注連指川取水地(表流水)が事業実施地の下流域に属するため、水質については濁水の調査にとどめず町民の生活の安心・安全確保のため厳格に評価すること。また、造成地の表層が安定するまで事後調査の対象とし適確な検証に努めること。紀伊半島南部は有数の多雨地域であり、近年においては予測しえない豪雨が発生していることから降雨時の河川の状況の監視に努めること。

(3) 起業地の一部が度会町水道水源保護条例に規定する水道水源保護区域に該当することから、対象事業として協議すること。水道水源の実態を十分把握したうえで条例に規定する事業者の責務において最大限必要な措置を講じること。

3 陸生動物

バードストライク発生が懸念されていることから、一般社団法人日本風力発電協会が策定した「風力発電環境影響評価規程(JWPA 自主規制 Ver.1.1)」等による事後調査を実施されたい。

4 景観

- (1) 獅子ヶ岳(展望岩)は、境界を他市町に接しない独立峰として、多くの町民にまちのシンボルとして親しまれており、本事業により日の出の森から展望岩直下を通る管理用道路を新設することは、アンケート結果に基づく眺望景観評価予測のとおりとは言い難い。獅子ヶ岳は特別な場所であるという認識をもって、風力発電施設のみならず道路の築造についても、関係機関と協議し十分な配慮を行うこと。
- (2) 交通量の多い小川地内の県道伊勢南島線鯉橋付近から、貴社の計画する風力発電施設が複数視認され、現状の景観が変化すると考えられるため、この地点における景観予測モニタージュを作成されたい。

5 その他

- (1) 道路(道路法上の町道及び林道)の占用もしくは加工にあたっては、道路管理者との協議を行い、工法の選択、既設構造物への配慮、財産の帰属等、遺漏なく対処すること。
- (2) 「管理棟からの生活排水についてはごく僅かで合併処理浄化槽で処理後公共水域へ放流」と記されているが、管理棟の施設予定地が示されていない。今後、計画において水道水源地より下流域への放流に配慮すること。
- (3) 町が建築工事を発注する場合に使用する公共建築工事標準仕様書によると、暑中コンクリートについては、練混ぜから打込み終了までの時間は90分以内となっている。必要とされる十分な強度を保有する工作物を建造するため、国の指針などを順守した施工計画により工事を施工すること。
- (4) 将来において事業を終了する場合に、すみやかに施設を撤去することを担保するため、地権者と結ぶ土地使用賃貸借契約書等において、貴社に連帯して責任を負う事業者の署名を求めます。
- (5) 工事関係車両の交通安全対策に万全を期すこと。特に、工事期間中の往来が頻繁となる県道38号線(伊勢大宮線)他アクセスルートについて、住民の日常生活に支障をきたさないよう運行管理の徹底を怠らないこと。また、町道麻加江注連指線は狭隘な道路であり県道・林道との交差点、視距不良箇所等における誘導員の適切な配置に努めること。
- (6) 工事関係車両アクセスルートとしての広域基幹林道麻加江小萩線は日の出の森までのルートは表記されているが、獅子ヶ岳付近以南は急峻であり軟弱地盤が想定されるので小萩に至るルート及び広域基幹林道新藤越線のルートも表記すること。
- (7) P3-65 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護区のうち、度会町内城田鳥獣保護区は平成19年11月1日から指定解除されているので、文言及び図3.2.8-2を変更すること。
- (8) 施設見学や観光客等の来場者が見込まれ、それにより火災の発生が懸念されるため、消防水利について関係機関と協議されたい。